

文学研究科・都市文化研究センター
「共同研究推進プロジェクト」について

2016年10月7日（最終改定2020年9月11日）

大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター

1. 趣旨

大阪市立大学大学院文学研究科と都市文化研究センター（UCRC）は、文学研究科における共同研究を推奨する目的で、「共同研究推進プロジェクト」を実施する。「共同研究推進プロジェクト」には、「研究科プロジェクトA（外部資金）」「研究科プロジェクトB（文学研究科長裁量経費）」「UCRC若手プロジェクト」の計3種のプロジェクトが含まれる。以下、各プロジェクトについて詳述する。

2. 各事業の概要

プロジェクト名	財源	特徴
研究科プロジェクトA	外部資金（科研費等）	<ul style="list-style-type: none">外部資金による共同研究を「研究科プロジェクト」として認定文学研究科専任教員・特任教員を代表研究者とする共同研究に参加する研究者を、UCRC運営委員会の審査を経て「UCRC特別研究員」として受け入れることができる
研究科プロジェクトB	文学研究科長裁量経費	<ul style="list-style-type: none">単年度公募型文学研究科専任教員を代表研究者とする採択された共同研究の課題に研究費を交付共同研究に参加する研究者を、UCRC運営委員会の審査を経て「UCRC特別研究員」として受け入れることができる
UCRC若手プロジェクト	文学研究科長裁量経費	<ul style="list-style-type: none">単年度公募型UCRC研究員を代表研究者とする採択された研究課題に研究費を交付共同研究に参加する研究者を、UCRC運営委員会の審査を経て「UCRC特別研究員」として受け入れることができる

(1) 研究科プロジェクト A (外部資金を財源とする)

文学研究科専任教員・特任教員が獲得した外部資金（科研費他）による共同研究を「研究科プロジェクト」として認定することができる。共同研究に参加する研究者（大学院生、PDなどを含む）を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」として採用することができる。科長裁量経費による支援はおこなわない。

(2) 研究科プロジェクト B (科長裁量経費を財源とする)

代表研究者は文学研究科専任教員のみとし、共同研究者は本学専任教員・特任教員・若手研究者（UCRC 研究員、大学院生など）とする。共同研究の推進に資すると考えられる「研究テーマ」を公募し、採択されたものについて科長裁量経費より研究費を支給する。研究期間は基本的には単年度とし、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。

(3) UCRC 若手プロジェクト (科長裁量経費を財源とする)

代表研究者は UCRC 研究員のみとする。UCRC 研究員の研究活動の促進と成果の発信、研究員相互の学術交流の支援を目的として、「UCRC 若手プロジェクト」を公募し、採択されたものについて科長裁量経費より研究費を支給する。研究期間は基本的には単年度とし、学術集会「都市文化研究フォーラム」での報告などが義務づけられる他、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。

3. UCRC 特別研究員制度について

「研究科プロジェクト A・B」ならびに「UCRC 若手プロジェクト」に参加する文学研究科専任教員・特任教員以外の者（大学院生、UCRC 研究員、PD など）を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」とすることができる。UCRC 特別研究員の任期は、(1)「研究科プロジェクト A (外部資金)」の場合はプロジェクトの実施期間中、(2)「研究科プロジェクト B (科長裁量経費)」と「UCRC 若手プロジェクト」の場合は当該年度限りとする（ただし、その再任は妨げない）。

UCRC 特別研究員には、各共同研究への参加の他、学術総合情報センターの利用者資格、e-Rad への研究者情報登録の資格が付与される。また、UCRC 特別研究員には、採択後、本学が指定するコンプライアンス教育・研究倫理教育を受講することが義務づけられる。

4. 採択後に求められる成果

「共同研究推進プロジェクト」に採択された各プロジェクトは、都市文化研究センターが発行する紀要『都市文化研究』、および英文電子ジャーナル『UrbanScope』などを研究成果の公表媒体として活用することができる。科長裁量経費を財源とする「研究科プロジェクト B」ならびに「UCRC 若手プロジェクト」の代表研究者には、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。また、各プロジェクトの代表研究者や UCRC 特別研究員には「研究実績報告書」

の提出が義務づけられる（詳細は、**5. 応募方法**を参照）。

5. 応募方法

(1) 研究科プロジェクト A（外部資金を財源とする）

代表研究者（文学研究科専任教員・特任教員）から必要書類が提出され次第、隨時審議する。「研究科プロジェクト」と UCRC 特別研究員の認定にかかる審議は、UCRC 運営委員会がおこなう。以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。

1. 研究科プロジェクト認定申請書（申請時に提出、代表研究者が作成）
2. 共同研究者の「UCRC 特別研究員」としての受入を希望する場合は以下書類を提出する。
 - 2-1. 特別研究員申請者研究活動計画書（申請時に提出、共同研究者が作成）
 - 2-2. 履歴書、研究業績評価表（本学専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）
 - 2-3. 研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出、UCRC 特別研究員が作成）

(2) 研究科プロジェクト B（科長裁量経費を財源とする）

科長裁量経費を財源とする「研究科プロジェクト」を実施するためには、文学研究科専任教員が代表研究者となり、「研究科プロジェクト」の「研究テーマ」の公募に採択される必要がある。申請にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 研究テーマの応募時点で、原則として共同研究者を確定する必要がある。「研究テーマ」の選考は、文学研究科三役ならびに UCRC 所長がおこなう（選考に際しては、UCRC 運営委員会に助言を求めることができる）。
2. 「研究テーマ」採択後、共同研究上の必要性に応じて、共同研究者の追加募集を行うことができる。その場合の選考は、代表研究者と UCRC 運営委員会でおこなう。
3. 年間スケジュールは概ね以下のとおり：
 - ・5月末～6月末：「研究テーマ」の公募
 - ・7月下旬以降：「研究テーマ」の決定、「研究科プロジェクト」の開始
 - ・3月：「研究実績報告書」の提出（代表研究者・UCRC 特別研究員ともに）
4. 以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。
 - 4-1. 代表研究者の提出書類：
 - ・研究科プロジェクト研究テーマ申請書（申請時に提出）
 - ・研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出）
 - 4-2. 共同研究者の提出書類：
 - ・履歴書、研究業績評価表（専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）
 - ・研究実績報告書（UCRC 特別研究員のみ、プロジェクト終了時に提出）

(3) UCRC 若手プロジェクト（科長裁量経費を財源とする）

科長裁量経費を財源とする「UCRC 若手プロジェクト」を実施するためには、UCRC 研究員が代表研究者となり、公募に採択される必要がある。申請にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 共同研究を計画する場合、UCRC 研究員もしくは外部研究者をグループのメンバーに加えることができる。
2. プロジェクトの選考やその後の過程において、UCRC の仲介により他のグループとの研究交流や相互発展を促すことがある。
3. 年間スケジュールは概ね以下のとおり：
 - ・5月末～6月末：「UCRC 若手プロジェクト」の公募
 - ・7月中旬：採否の決定、「UCRC 若手プロジェクト」の開始
 - ・～3月：学術集会「都市文化研究フォーラム」での報告
4. 以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。
 - 4-1. 代表研究者の提出書類：UCRC 若手プロジェクト申請書（申請時に提出）、研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出）
 - 4-2. 共同研究者の提出書類：履歴書、研究業績評価表（専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）

6. 書類の提出・お問い合わせ

558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター事務局

E-mail: ucrc_office [at] lit.osaka-cu.ac.jp ([at]を@に変えて送信してください)

電話: 06-6605-3114

7. その他

1. 原則、住所等個人情報を含む書類の送信・送付には、パスワード設定および配達記録付郵便を使用すること。
2. 審査過程で知り得た個人情報は、「共同研究推進プロジェクト」の遂行のみに使用し、不要となった場合には速やかに破棄する。

以上